



島根県報

平成23年12月27日（火）

第2,354号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

| | | |
|-------------------------------|-------------------|----|
| 生活保護法の規定による介護機関の指定 | （地 域 福 祉 課） | 2 |
| 生活保護法の規定による指定介護機関の所在地変更の届出 | （ " ） | 3 |
| 保安林予定森林（4件） | （森 林 整 備 課） | 3 |
| 島根県産業技術センター技術者養成研修規程の一部改正 | （産 業 振 興 課） | 5 |
| 地籍調査の成果の認証 | （用 地 対 策 課） | 10 |
| 島根県営住宅条例の規定による入居者駐車場の使用料の一部改正 | （建 築 住 宅 課） | 10 |

【公 告】

| | | |
|-----------------------------|-------------|----|
| 島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更 | （水 産 課） | 11 |
| 河川法の規定による簡易代執行により除却した工作物の保管 | （河 川 課） | 13 |
| 都市計画の変更案の縦覧 | （都 市 計 画 課） | 13 |

【特定調達公告】

| | | |
|---|-------------|----|
| 一般県道浅利渡津線渡津工区社会資本整備総合交付金（改良）（仮称）江の川ト ンネル工事に係る一般競争入札の落札者等 | （道 路 建 設 課） | 14 |
|---|-------------|----|

【漁調委指示】

| | | |
|----------------------|--|----|
| 島根海区海面におけるふぐ浮延縄漁業の禁止 | | 14 |
| 隠岐海区海面におけるふぐ浮延縄漁業の禁止 | | 15 |

告 示

島根県告示第824号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成23年12月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 事業者 | | 実施する事業 | 事業所 | | 指定年月日 |
|-------------------|---------------------|------------------|----------------------------|---------------------|-------------|
| 名称 | 主たる事務所の所在地 | | 名称 | 所在地 | |
| 株式会社 建装 | 出雲市平田町1733番地6 | 認知症対応型共同生活介護 | グループホーム さらさの家 | 出雲市東福町190番地2 | 平成23年11月11日 |
| 株式会社 建装 | 出雲市平田町1733番地6 | 介護予防認知症対応型共同生活介護 | グループホーム さらさの家 | 出雲市東福町190番地2 | 平成23年11月11日 |
| 社会福祉法人 仁摩福祉会 | 大田市仁摩町仁万843 | 小規模多機能型居宅介護 | 小規模多機能型 居宅介護事業所 ほほえみ | 大田市仁摩町天河内 821-6 | 平成23年11月1日 |
| 社会福祉法人 仁摩福祉会 | 大田市仁摩町仁万843 | 介護予防小規模多機能型居宅介護 | 小規模多機能型 居宅介護事業所 ほほえみ | 大田市仁摩町天河内 821-6 | 平成23年11月1日 |
| 有限会社 J o y・ケア | 出雲市武志町586-1 | 特定福祉用具販売 | ジョイ・ケア たいよう | 出雲市武志町586-1 | 平成18年5月16日 |
| 有限会社 J o y・ケア | 出雲市武志町586-1 | 特定介護予防福祉用具販売 | ジョイ・ケア たいよう | 出雲市武志町586-1 | 平成18年5月16日 |
| 社会福祉法人か しま福祉会 | 松江市鹿島町北講武 885番地6 | 介護予防通所介護 | デイサービス あとむ苑 | 松江市鹿島町北講武 885番地5 | 平成22年11月1日 |
| 社会福祉法人か しま福祉会 | 松江市鹿島町北講武 885番地6 | 介護予防短期入所 生活介護 | 特別養護老人ホ ーム あとむ苑 | 松江市鹿島町北講武 885番地6 | 平成23年12月1日 |
| 株式会社 NA GASE | 益田市土井町2-27 | 通所介護 | デイサービス 「すみよし」 | 益田市本町3番19号 | 平成23年12月1日 |
| 株式会社 NA GASE | 益田市土井町2-27 | 介護予防通所介護 | デイサービス 「すみよし」 | 益田市本町3番19号 | 平成23年12月1日 |
| 株式会社 NA GASE | 益田市土井町2-27 | 小規模多機能型居宅介護 | 小規模多機能ホ ーム「すみよ し」 | 益田市本町3番19号 | 平成23年12月1日 |
| 株式会社 NA GASE | 益田市土井町2-27 | 介護予防小規模多機能型居宅介護 | 小規模多機能ホ ーム「すみよ し」 | 益田市本町3番19号 | 平成23年12月1日 |
| 有限会社くすりの ファミリア | 出雲市渡橋町986-1 | 居宅療養管理指導 | くすりのファミ リアみずほ薬局 | 邑智郡邑南町市木 2153-1 | 平成23年12月1日 |
| 有限会社くすりの ファミリア | 出雲市渡橋町986-1 | 介護予防居宅療養 | くすりのファミ リアみずほ薬局 | 邑智郡邑南町市木 2153-1 | 平成23年12月1日 |

| | | | | | |
|---------------|----------------|-----------------|--------------------|-------------------|-------------|
| のファミリア | | 管理指導 | リアみずほ薬局 | 2153-1 | |
| 有限会社くすりのファミリア | 出雲市渡橋町986-1 | 居宅療養管理指導 | くすりのファミリア殿町薬局 | 浜田市殿町79-38 | 平成23年12月1日 |
| 有限会社くすりのファミリア | 出雲市渡橋町986-1 | 介護予防居宅療養管理指導 | くすりのファミリア殿町薬局 | 浜田市殿町79-38 | 平成23年12月1日 |
| 有限会社くすりのファミリア | 出雲市渡橋町986-1 | 居宅療養管理指導 | くすりのファミリア浜田駅薬局 | 浜田市浅井町777-1 浜田駅2F | 平成23年12月1日 |
| 有限会社くすりのファミリア | 出雲市渡橋町986-1 | 介護予防居宅療養管理指導 | くすりのファミリア浜田駅薬局 | 浜田市浅井町777-1 浜田駅2F | 平成23年12月1日 |
| 西いわみ農業協同組合 | 益田市駅前町15番1号 | 小規模多機能型居宅介護 | J A 小規模多機能ホーム にじヶ丘 | 益田市乙吉町イ758-4 | 平成23年11月1日 |
| 西いわみ農業協同組合 | 益田市駅前町15番1号 | 介護予防小規模多機能型居宅介護 | J A 小規模多機能ホーム にじヶ丘 | 益田市乙吉町イ758-4 | 平成23年11月1日 |
| 株式会社ナノケアめろす | 松江市宍道町伊志見410番地 | 訪問介護 | ヘルパーステーション優樹 | 出雲市松寄下町220-7 | 平成23年11月24日 |
| 株式会社ナノケアめろす | 松江市宍道町伊志見410番地 | 介護予防訪問介護 | ヘルパーステーション優樹 | 出雲市松寄下町220-7 | 平成23年11月24日 |

島根県告示第825号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成23年12月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 事業者 | | 実施する事業 | 事業所 | | | 変更年月日 |
|-----------|------------|--------|-------|-----------|-----------|-------------|
| 名称 | 主たる事務所の所在地 | | 名称 | 所在地 | | |
| | | | | 変更前 | 変更後 | |
| 介護の森山合同会社 | 出雲市古志町906 | 居宅介護支援 | 介護の森山 | 出雲市古志町906 | 出雲市荒茅町412 | 平成23年11月16日 |

島根県告示第826号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年12月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

浜田市旭町都川840、842、842-1、843-1、843-2、846、2472-1、2473-2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第827号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年12月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

出雲市十六島町字西ノ奥199-1、200、1403-4

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第828号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年12月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

益田市匹見町澄川イ412続1、イ412-2、イ413、イ413続1、イ413続2、イ416からイ422まで、イ424、イ426-1、イ426-2、イ1785、イ1785-1からイ1785-3まで、イ1787、イ1788-1、イ1788-2、イ1789、イ1790-1、イ1790-2、イ1791-1からイ1791-3まで、イ1792、イ1792内1、イ1793、イ1793内1からイ1793内3まで、イ1793-4、イ1794-1からイ1794-3まで、イ1804内2、イ1804-1、イ1804-3からイ1804-5まで、イ1805

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第829号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年12月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

江津市松川町畑田802、803、803-1、804から806まで、806-1、807、807-1、808、809、1072（次の図に示す部分に限る。）、1072-1、1073、1074-1、1074-2、1075-2

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第830号

島根県産業技術センター技術者養成研修規程（平成4年島根県告示第816号）の一部を次のように改正する。

平成23年12月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第2条第1項第1号中「産業」を「研修分野」に改め、「ため」の次に「に」を加え、同項第2号を次のように改める。

(2) 機器操作等修得研修 研究機器の操作技術及び利用技術を修得するために行う研修をいう。

第2条第2項中「科目、」を「分野及び」に改め、「及び人員」を削る。

第3条第1号中「研修科目」を「研修分野」に改め、同条第2号中「研修科目」を「研修分野」に、「公共職業訓練校等」を「高等学校、大学、高等専門学校、専修学校等」に改める。

第4条第2項各号列記以外の部分中「する者」の次に「（以下「申込者」という。）」を加え、同項第1号中「履歴書」の次に「又は職務経歴書（研修を受ける資格があることを判断できるもの。）」を加える。

第6条中「研修を受ける者（以下「研修生」という。）」を「申込者」に改める。

第7条中「研修の申込みをした者」を「申込者」に改める。

第8条各号列記以外の部分中「研修生」を「研修を受ける者（以下「研修生」という。）」に改める。

第9条中「研修の申込みをした者」を「申込者」に、「センター職員等」を「センターの職員」に改め、「又は」を削り、同条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

（修了報告書）

第9条 研修生は、研修が修了したときは、技術者養成研修修了報告書（様式第4号）を所長に提出しなければならない。

本則に次の2条を加える。

（研修生の責務）

第11条 研修生は、この規程に定めるもののほか、所長が指示した事項を遵守しなければならない。

（損害賠償）

第12条 申込者は、研修生が故意又は過失によりセンターの設備又は機器を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

| 研修の種類 | 研 修 分 野 | 研 修 内 容 |
|-----------|--|-------------------------|
| 技術研修 | 1 材料技術 2 環境技術 3 食品技術 4 生産技術 5 電子電気技術 6 情報通信技術 7 デザイン技術 8 窯業技術 | 研修分野に関する専門知識及び専門技術の修得 |
| 機器操作等修得研修 | | 各種機器の操作技術及びデータの分析方法の修得等 |

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第4条関係）

技術者養成研修申込書

年 月 日

島根県産業技術センター所長 様

住 所

申込者

氏 名

㊟

（企業等にあつては、名称及び代表者の氏名）

島根県産業技術センター技術者養成研修を受けたいので、下記のとおり申し込みます。

記

| | |
|-----------------------|---|
| 研 修 の 種 類 | 技術研修・機器操作等修得研修（いずれかに○印） |
| 研 修 生 の 資 格 | 規程第3条 1号・2号・3号（いずれかに○印） |
| 研 修 生 氏 名 | |
| 研 修 期 間 | 年 月 日から 年 月 日まで（ 日間） |
| 研 修 分 野 又 は 機 器 名 | （技術研修にあつては研修分野、機器操作等修得研修にあつては対象機器名を記載すること。） |
| 研 修 内 容 | |
| 希 望 す る 研 修 指 導 担 当 者 | （部署及び職員の氏名を記載） |

様式第3号の次に次の1様式を加える。

様式第4号（第9条関係）

技術者養成研修修了報告書

年 月 日

島根県産業技術センター所長 様

研修生の氏名 ⑩

（企業等にあつては、名称及び代表者の氏名）

研修が修了しましたので、島根県産業技術センター技術者養成研修規程第9条の規定により、下記のとおり研修の概要を報告します。

記

| | |
|---------------------|-----------------|
| 研 修 実 施 期 間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 研 修 の 種 類 | |
| 研 修 分 野 又 は 機 器 名 | |
| 研 修 内 容 及 び 研 修 成 果 | |

センターの研修指導担当者名 ⑩

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成24年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の島根県産業技術センター技術者養成研修規程の規定は、平成24年1月1日以後に開始された研修について適用し、同日前に開始された研修については、なお従前の例による。

島根県告示第831号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成23年12月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 調査を行った者の名称 | 調査を行った時期 | 成果の名称 | | 調査を行った地域 | 認証年月日 |
|------------|-------------|-------|-----|----------|-------------|
| | | 地籍図 | 地籍簿 | | |
| 邑智郡邑南町 | 平成20年度～23年度 | 29枚 | 1冊 | 日和Ⅰ-1 | 平成23年12月14日 |
| 益田市 | 平成21年度～23年度 | 24枚 | 1冊 | 大浜 | 平成23年12月14日 |

島根県告示第832号

島根県営住宅条例の規定による入居者駐車場の使用料（平成22年島根県告示第177号）の一部を次のように改正し、平成24年1月1日から施行する。

平成23年12月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

「
表松江市の項中

| | |
|------|-------------|
| 八幡団地 | — (735円) |
|------|-------------|

 を

「

| | |
|------|--------|
| 八幡団地 | 1,680円 |
|------|--------|

 に改め、表飯石郡飯南町の項中

「

| | |
|------|-------------|
| 赤名団地 | — (210円) |
|------|-------------|

 を

「

| | |
|------|--------|
| 赤名団地 | 1,155円 |
|------|--------|

 に改める。
」

公 告

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定により、島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を次のとおり変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により公表する。

平成23年12月27日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

(1) 本県水産業は、海面漁業生産量で12万9千トン（平成21年）、生産額で224億円（平成20年）の漁獲実績を有し、漁業就業者は3,689人（平成20年）となっている。また、主要漁業生産基地及び周辺域における水産加工業も盛んであり、沿海域においては、水産業は中核的産業となっている。

このように水産業は食料供給、本県の均衡ある発展及び定住のために極めて重要な産業であり、今後とも持続的な発展を図るため海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

(2) 本県沖合域には対馬暖流の主軸をなす第2分支流が、沿岸域には第1分支流が流れ、また、海底地形は県西部で大陸棚が大きく広がり、東部海域では島根半島と隠岐諸島を結ぶ隠岐海嶺が南北に連なっている。これらの地形や海流の影響により、「山陰」、「隠岐北西」及び「島根」の各冷水性の渦動域が形成されるとともに、浜田沖、日御碕沖、隠岐東岸側等に定常的な這上がり冷水があること等から、本県沖合海域は我が国固有数の漁場となっている。

しかしながら、主要な漁獲対象であったまいわし資源が急激に減少し、また、かれい類等の漁業経営上重要な資源についても低水準又は減少傾向にあり、従来の漁業管理措置を通じた資源の保存管理に加えて、漁獲量の上限を設定する等より適切な保存管理措置の実施が必要となってきた。

(3) 県としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の資源保存管理の措置を講じてきたところであるが、更に海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」（以下「法」という。）第2条に基づく第一種特定海洋生物資源については、法第3条に基づく基本計画において都道府県ごとに定められた漁獲数量について適切な管理措置を講ずることとする。

(4) 漁獲可能量及び都道府県漁獲限量を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、他県入漁船を含め、第一種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。

(5) また、第一種特定海洋生物資源を適切に保存し、及び管理するため、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についてより詳細な科学的データ又は知見が必要であることから、県水産技術センターを中心とし、国又は関係府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。

(6) 第一種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。

(7) 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により引き続き漁業者による自主的な資源管理を推進する。

(8) 本県における漁獲可能量及び漁獲限量制度においては他県の入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

第一種特定海洋生物資源の知事管理量は以下のとおりである。

| 第一種特定海洋生物資源の種類 | 平成23年1月から12月まで（ずわいがに、まさば及びごまさばについては、平成23年7月から平成24年6月まで）の知事管理量 | 平成24年1月から12月まで（ずわいがに、まさば及びごまさばについては、平成24年7月から平成25年6月まで）の知事管理量 |
|----------------|---|---|
| まいわし | 若干 | 若干 |
| まさば及びごまさば | 15,000トン | |
| まあじ | 37,000トン | 30,000トン |
| するめいか | 若干 | 若干 |

| | |
|-------|----|
| ずわいがに | 若干 |
|-------|----|

注 まさば及びごまさば並びにずわいがにについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

3 第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、採捕の種類別に定める数量は以下のとおりとする。なお、海域別及び期間別の数量は定めない。

また、過去の漁獲実績があるものの、資源に対する漁獲圧力が小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

| 第一種特定海洋生物資源の種類 | 第一種特定海洋生物資源の採捕の種類 | 平成23年1月から12月まで（まさば及びごまさばについては、平成23年7月から平成24年6月まで）の知事管理量 | 平成24年1月から12月まで（まさば及びごまさばについては、平成24年7月から平成25年6月まで）の知事管理量 |
|----------------|-------------------|---|---|
| まいわし | 中型まき網漁業 | 若干 | 若干 |
| まさば及びごまさば | 中型まき網漁業 | 14,000トン | |
| まあじ | 中型まき網漁業 | 34,000トン | 28,000トン |

注 まさば及びごまさば並びにずわいがにについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

4 第一種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策

- (1) 迅速かつ適正な漁獲状況の把握を行うため、主要漁業地区の日々の漁獲情報を収集する漁獲管理情報ネットワークシステムを構築し集計及び分析を行う。
- (2) 第一種特定海洋生物資源ごとに以下のとおり実施する。

【まいわし、まさば及びごまさば並びにまあじ】

平成11年に締結された特定海洋生物資源の保存及び管理に関する協定に基づく漁業者による自主的な漁獲可能量管理によって適切な資源管理が図られるよう指導する。

なお、中型まき網漁業については、別に定める規則に基づき、まいわし、まさば及びごまさば並びにまあじ採捕量の報告を義務付ける。また、漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数等について現状程度とするよう管理し、この結果、漁獲量が採捕の種類ごとに定めた知事管理量を上回ることはないよう努めるものとする。特にまいわしについては資源状態が悪化しているため、漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

定置漁業、小型定置漁業及び小型まき網漁業については、漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数、免許統数等について現状程度とするよう管理し、この結果、漁獲量が近年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。特にまいわしについては資源状態が悪化しているため、漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

【するめいか】

いかつり漁業については、集魚灯の光力の上限について、漁業調整規則や海区漁業調整委員会指示によるものに加え、自主規制の定着が図られるよう関係漁業者を指導し、するめいか資源に対する漁獲圧力が增大しないようにするとともに漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

定置漁業及び小型定置漁業については、漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数、免許統数等について現状程度とするよう管理し、この結果、漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

【ずわいがに】

漁獲努力量が増加することがないようにするとともに漁獲数量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- (1) 漁業者の資源管理意識の向上に向けた取組みを強化する。
- (2) 海洋生物資源の生息の場である海洋環境の保全に努める。
- (3) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化をさらに進める。

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第1項の規定により命じた措置について、同条第3項の規定により河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者において当該措置を行い、同条第4項の規定により当該工作物を保管したので、同条第5項及び河川法施行令（昭和40年政令第14号）第39条の3第1項第2号の規定により次のとおり公告する。

なお、当該工作物の保管に要した費用については、河川法第75条第9項の規定により、当該工作物の返還を受けるべき所有者等の負担とする。

平成23年12月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量
船舶係留施設（その他付属物含む。） 7基
- 2 当該工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除去した日時
 - (1) 場所
二級河川十間川水系十間川（神西湖）において、出雲市西神西町1311番地先及び同市湖陵町三部1396-1番地先
 - (2) 日時
平成23年6月9日13時00分から平成23年6月9日16時00まで
- 3 当該工作物の保管を始めた日時及び保管の場所
 - (1) 日時
平成23年6月9日16時00分
 - (2) 場所
出雲市湖陵町西神西町1311番地
- 4 当該工作物を返還するため必要な事項
 - (1) 当該工作物の所有者、占用者その他工作物について権原を有する者（以下「所有者等」という。）の氏名及び住所が確認できる書類の掲示
 - (2) 所有者等であることを証明する書類の掲示
- 5 本件に関する問合せ先及び関係図書の閲覧場所
〒693-8511 出雲市大津町1139
出雲県土整備事務所維持管理部管理第一グループ 電話 0853-30-5632

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧の期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成23年12月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画の種類
松江圏都市計画（松江国際文化観光都市建設計画）道路の変更

- 2 都市計画を変更する土地の区域
松江市玉湯町布志名、玉湯町湯町、玉湯町玉造、東出雲町揖屋、東出雲町錦新町一丁目、二丁目、五から八丁目まで、東出雲町出雲郷及び東出雲町下意東
- 3 縦覧場所
島根県土木部都市計画課及び松江市都市計画部都市計画課
- 4 縦覧期間
平成24年1月5日から平成24年1月19日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成23年12月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 落札に係る物品等又は役務の名称
一般県道浅利渡津線渡津工区社会資本整備総合交付金（改良）（仮称）江の川トンネル工事
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
島根県土木部土木総務課建設産業対策室 島根県松江市殿町8番地
- 3 落札者を決定した日
平成23年12月20日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社鴻池組広島支店 支店長 山本 章
広島県広島市中区八丁堀2番31号
- 5 落札金額
2,649,307,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
平成23年9月16日

漁 業 調 整 委 員 会 指 示

島根海区漁業調整委員会指示第23-1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、島根海区海面におけるふぐ浮延縄漁業について、次のとおり指示する。

平成23年12月27日

島根海区漁業調整委員会会長 岸 宏

- 1 制限の内容
島根海区海面においては、ふぐ浮延縄漁業（スジ縄漁業）を操業してはならない。
- 2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成24年1月1日から平成26年12月31日までとする。

隠岐海区漁業調整委員会指示第23-1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、隠岐海区海面におけるふぐ浮延縄漁業について、次のとおり指示する。

平成23年12月27日

隠岐海区漁業調整委員会会長 小 中 竹 雄

1 制限の内容

隠岐海区海面においては、ふぐ浮延縄漁業（スジ縄漁業）を操業してはならない。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成24年1月1日から平成26年12月31日までとする。